

入札条件及び契約保証金

この工事等の入札にあたり、「入札条件及び契約保証金」等については次のとおりです。

1. 契約の保証について

この工事の契約を締結するにあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

2. 現場代理人・技術者届の提出

- (1) 落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
- (2) 「現場代理人・技術者届」について、契約予定日の17時15分までに提出がない場合、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
- (4) 契約締結の前「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
- (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

3. 契約予定日

令和元年10月2日 (水)

令和元年度

領家高台宅地造成工事